

議案第 6 号

飯能市長等の給料の特例に関する条例（案）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間においては、市長、副市長及び教育長の給料月額を支給に当たっては、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 9 号）第 3 条の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、市長にあつては 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額、副市長及び教育長にあつては 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治